

制度変更等に係る論点について (需要地近接性評価割引制度)

平成27年11月6日

経 済 産 業 省
電力取引監視等委員会事務局

1. (1) 本日も議論頂きたい内容

- 第6回電気料金審査会合では、各事業者より申請された需要地近接性評価割引について、以下のよう論点について御議論を頂いた。
- 今回は、前回頂いた御意見をもとに、各論点について更なる御議論を頂き、方針を決定することとしたい。

第6回電気料金審査専門会合でお示した論点

(ア) 各社の託送供給等約款への記載内容

- 現在申請中の託送供給等約款では割引単価だけが記載されており、割引対象地域は別途各社のホームページに記載されている。現在申請中の託送供給等約款は、具体的にどの地域が割引対象となるか明確になっていないが、改正電気事業法附則第9条2項3号の規定に従った「料金の額の算出方法を適正かつ明確に定められている」ものとして十分といえるか。

(イ) 各社が設定している割引対象地域

- 割引対象地域の設定はすべてのネットワーク利用者にとって公平なものとなっているか。
- 現行制度の割引対象地域についてどのように扱うべきか。

(ウ) 各社が採用している割引額の算定方法

- 各社が割引の対象として評価した項目（電力ロスの低減効果、投資抑制効果）は適切か。
- 各社の割引額の算定方法は、割引の対象とした項目を適切に評価するものとなっているか。
- 基幹系統連系電源について、特高連系の2分の1の割引単価を設定していることは適切か。

(エ) 対象地域の見直しの頻度

- 割引対象地域の見直しの頻度について、実際の潮流の変化や発電設備設置者の予見可能性等の観点から、どのように考えるべきか。

- 需要地近接性評価割引制度の目的は、潮流改善に資する電源を利用した託送サービスを実現し、ネットワーク全体の効率化を図ることである。
- その目的を達成するため、需要地近接地域等に立地する電源について、その潮流改善効果をもとに設定された割引額を託送料金から差し引くことにより、当該地域への電源設置を促進する。

【平成11年「制度答申」託送WG報告（平成11年12月2日）（抜粋）】

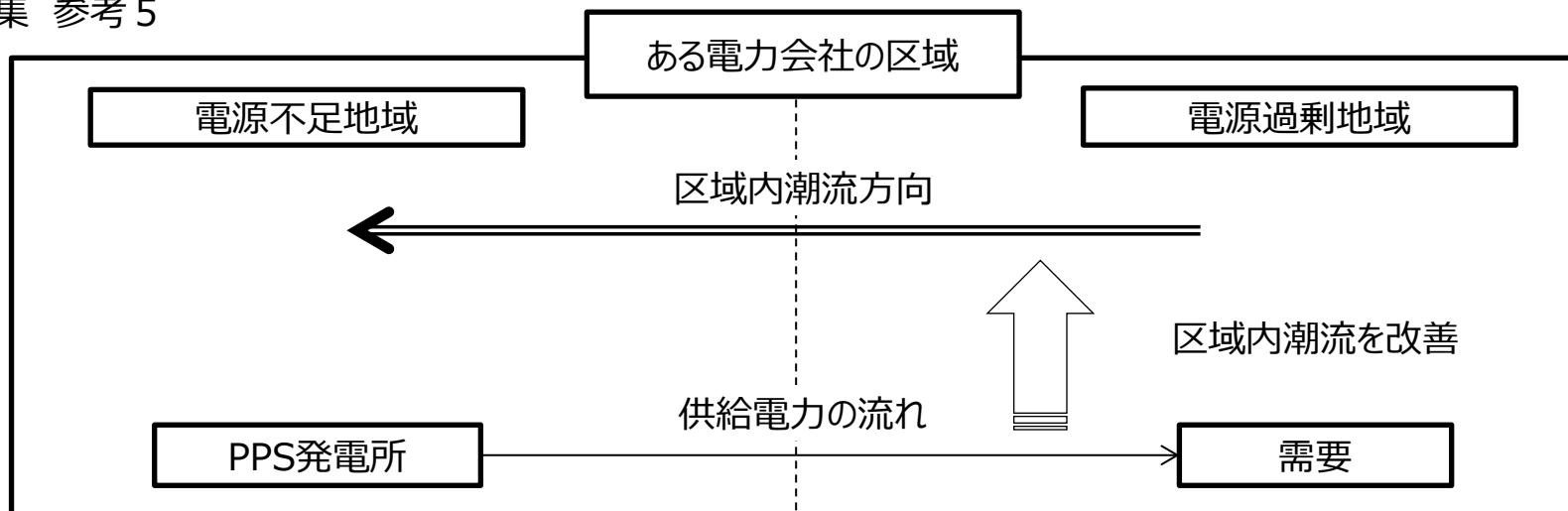
○第3章 託送料金体系 1. 基本的な託送料金体系について (2) 具体的な託送料金体系

③エリア制料金

合同小委員会報告では、個々の電力会社のネットワークにおける混雑を未然に防止し、送電設備の建設抑制に資するよう、電力会社の区域内にいくつかのエリアを設定し、エリア毎に託送料金を差別化するエリア制料金を導入することとされている。

それを具体化すると、新規参入者が発電所を区域内の潮流改善に資するエリア、すなわち電源不足地域に立地する場合については、上記①又は②による託送料金から一定額の割引を行うべきである。この一定額の割引については、火力電源入札制度において導入されている「需要地近接性」の評価を参考に設定することが適当である。

○参考資料集 参考5



1. (2) 論点 (ア) 各社の託送供給等約款への記載内容

論点 (ア) 各社の託送供給等約款への記載内容

- 現在申請中の託送供給等約款では割引単価だけが記載されており、割引対象地域は別途各社のホームページに記載されている。現在申請中の託送供給等約款は、具体的にどの地域が割引対象となるか明確になっていないが、改正電気事業法附則第9条2項3号の規定に従った「料金の額の算出方法を適正かつ明確に定められている」ものとして十分といえるか。

第6回電気料金審査専門会合で頂いた主な御意見

- 「当社が別途定める地域」について、基準が非常に明確で一義的で誰もが答えをだせるものならば良いという考え方もあろうが、今回の議論のように対象になるのかならないのかといった難しい問題であることから言えば、自由に委任するのは難しいだろうというのが皆様の感覚だろう。理由としている機動性はわかるが、他方で頻繁に見直すつもりはないということなので、原則、託送料金と一緒にやるということであれば、約款に書いて認可に係らしめても問題がないのではないかと考える。割引単価については、別表になっており、別表は約款の一部であるので、割引単価を変える時は必ず認可が必要ということであれば、約款に委任条項を残さず地域を特定しても良いのではないかと考える。問題はそれを機動的に行えるかどうかという制度設計の話であるので、別途、考える必要があるのではないかと。

(関西電力からの要望)

潮流状況に大きな変化があった場合には評価地域を見直す必要があると認識している。評価の見直しの結果、託送料金に影響があると、改定とあわせて実施するという。両面があるため資料上記載した。約款に評価地域を規定することになれば、手続をいかに機動的にやるか、事務局に検討いただきたい。

1. (2) 論点 (ア) 各社の託送供給等約款への記載内容

申請内容に対するこれまでの議論の総括

- 割引対象地域を約款に記載しないことにより、当該地域の設定を事業者に自由に委任することは望ましくないという御意見を頂いた。
- また、事業者が割引対象地域を機動的に見直すことを可能とする制度の御提案も頂いた。

対応方針①

- 託送供給等約款に需要地近接性評価割引の対象地域を記載することを求めるべきではないか。

(理由)

改正電気事業法附則第9条第2項第3号で、約款において「料金の額の算出方法が適切かつ明確に定められていること」が求められている。需要地近接性評価割引における割引額は電事法上の「料金」であるため（託送料金算定省令第25条第2項第2号）、割引対象地域が約款に記載されていない場合、いかなる者が割引を受けるかが約款上明らかでないため、「料金の額の算出方法が適切かつ明確に定められている」とは言い難い。

対応方針②

- 需要地近接性評価割引の対象地域の変更が総原価に影響を与えるものではないことを踏まえれば、総原価を洗い替えずに対象地域の変更を託送供給等約款に反映し、当該変更に伴う約款申請を認可することを制度的に許容してはどうか。

(理由)

需要地近接性評価割引の対象地域を託送供給等約款に記載することとした場合、対象地域が変更される度に総原価の適正性が審査されることとなる。その結果、審査コストが過大となることに加え、事業者が認可申請を敬遠することによって対象地域の変更が適時に行われず、非効率な設備形成が誘因される事態も想定される。

改正電気事業法（平成26年法律第72号）

附則

第9条 この法律の公布の際現に旧電気事業法第三条第1項の許可を受けている一般電気事業者（略）は、（略）経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款（略）を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を申請しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一～二（略）

三 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

四～六（略）

3～6（略）

託送供給等約款料金の算定に関する省令（平成27年経済産業省令第57号）

第25条（略）

2 一般電気事業者は、送配電関連需要種別原価等を基に、送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準により、次の各号に掲げる料金を設定しなければならない。

一 一般電気事業者の供給区域内の三需要種別ごとに応ずる電気の供給に係る料金

二 一般電気事業者の供給区域内の三需要種別ごとに応ずる電気の供給であって、当該供給区域内の電気の潮流状況を改善するものである場合の前号に掲げる料金からの割引額

3 一般電気事業者は、あらかじめ、前項の基準を経済産業大臣に届け出なければならない。当該基準の届出があった場合には、経済産業大臣は、これを公表しなければならない。

4～8（略）

1. (3) 論点 (イ) 各社が設定している割引対象地域

論点 (イ) 各社が設定している割引対象地域

- 割引対象地域の設定はすべてのネットワーク利用者にとって公平なものとなっているか。
- 現行制度の割引対象地域についてどのように扱うべきか。

第6回電気料金審査専門会合で頂いた主な御意見

- 以前と比べて区割りが適正だという説明の中で、中心方向に向かった基幹系の潮流の改善につながるからという理由だったが、中心方向のところを除かれていることとの関係で合理性がない。中心方向に向かう潮流の先にある地域などは、対象地域に追加することになってもいいのではないか。
- 基幹送電線の潮流改善効果の説明は全く納得できない。需要単位でみると増設は必要であることはわかるが、長い基幹送電線の潮流を改善するだけでなく、投資を潜在的に削減できるという効果は依然としてあるが、この効果を見捨てることはやはりわからない。他のところでも、投資削減効果を考えているのに、なぜここだけ市町村単位での最後の流れだけ勘案して、大きな流れを勘案しないのかわからない。例えば、中部電力で、上越火力が出来たことにより電源のバランスが良くなり投資が正しかったと思うが、たとえばその近傍で中部電力の管内で需要がたくさん出ていて外に流れ出ないということはない。流れ出るが、これは重要な電源で、仮に新規参入者が代わりに建てるとすれば当然エンカレッジすべきもの。

1. (3) 論点 (イ) 各社が設定している割引対象地域

申請内容に対するこれまでの議論の総括

- 下位系統に関し、ローカルな潮流改善効果に着目して割引対象地域を設定する考え方に特段の異論は無かった。
- 基幹系統に関し、供給管内全体の潮流の向きを踏まえた、「大きな潮流」の改善効果を評価すべきという御意見を頂いた。

対応方針

- 特別高圧及び高圧・低圧系統に接続する電源については、申請された対象地域、割引単価を採用してはどうか。
- 基幹系統に接続する電源については、例えば、以下のような選択肢の中から検討してはどうか。

	基幹系統に接続する電源	
	対象地域	割引単価
案 A (申請された案)	申請された約款の対象地域 (申請からの地域設定の変更はなし)	申請された割引単価 (送電ロス低減効果 + 投資抑制効果)
案 B	現行約款の対象地域	現行約款の割引単価 (現行約款の送電ロス低減効果)
案 C	現行約款の対象地域	申請された割引単価 (送電ロス低減効果 + 投資抑制効果)
案 D	・申請された約款の対象地域 に加え ・現行約款の対象地域 (現在割引を受けている電源のうち潮流改善に引き続き資すると考えられるものに限る)	申請された割引単価 (送電ロス低減効果 + 投資抑制効果)

(案 B～案 D を検討する理由)

現行約款の対象地域が供給管内全体の潮流の川下を中心に設定されていることを考慮すれば、当該地域に立地する基幹系電源は「大きな潮流」の改善効果を持つことが見込まれ、その点は適切に評価すべきである。

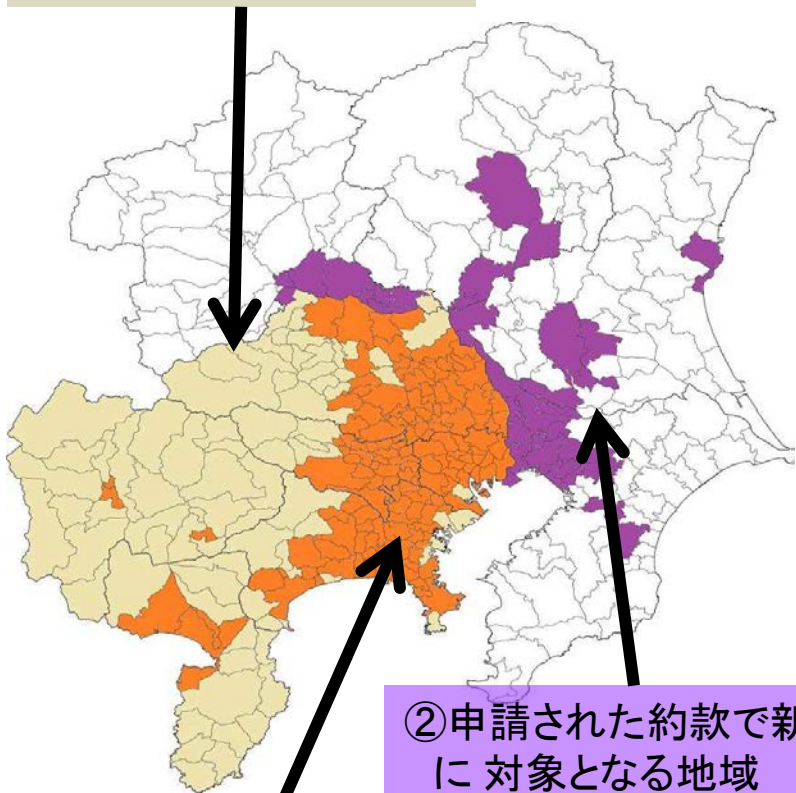
また、本制度の目的と照らし合わせれば、潮流改善に資する電源が設置され、少なくとも一定期間は、当該電源が維持・運用されるインセンティブを確保することが重要である。

【東京電力の場合】

今般申請された対象地域：① + ②

現行約款の対象地域：① + ③

③申請された約款では
対象外となる地域



②申請された約款で新たに
対象となる地域

①申請された約款でも
引き続き対象の地域

【案A～案Dの適用関係】

	①		②		③		割引 単価 (税込)
	一般電気 事業者の 電源	一般電気 事業者以 外の電源	一般電気 事業者の 電源	一般電気 事業者以 外の電源	一般電気 事業者の 電源	一般電気 事業者以 外の電源	
案A	○	○	○	○	×	×	0.21 (円/kWh) ※申請値
案B	○	○	×	×	○	○	0.35 (円/kWh)
案C	○	○	×	×	○	○	0.21 (円/kWh) ※申請値
案D	○	○	○	○	×	○ (※1)	0.21 (円/kWh) ※申請値

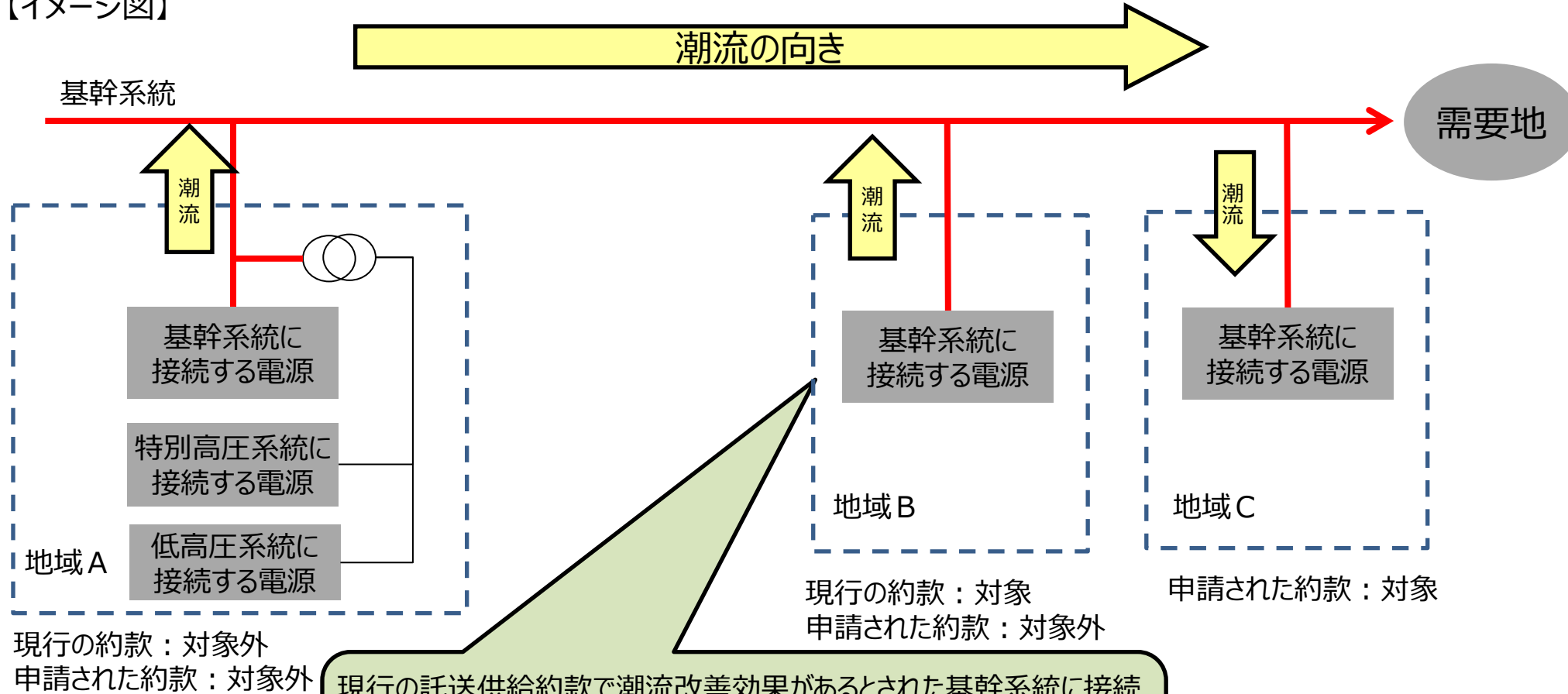
※1 現在割引を受けている電源のうち潮流改善に引き続き資するものに限る

1. (3) 論点 (イ) 各社が設定している割引対象地域

(基幹系統に接続する電源についてのみ、割引対象地域を別途定める理由)

以下のように考えると、基幹系統に接続する電源については、案B～案Dのように現在の託送供給約款で定められた割引の考え方を取り入れ、それ以外の電源については申請された地域を割引対象とすることは一定の合理性があるのではないか。

【イメージ図】



現行の託送供給約款で潮流改善効果があるとされた基幹系統に接続する電源は、上図のような潮流改善に資するものについても申請された託送供給等約款では対象外になってしまうため、このような電源を引き続き割引対象とする措置が必要ではないか。

1. (3) 論点 (イ) 各社が設定している割引対象地域

○案A～案Dの割引総額、割引を行うことにより上昇する託送料金単価は以下のとおり。

割引総額：百万円 単価：円/kWh

	案A (申請された案)		案B			案C			案D		
	割引総額	単価への 影響額	割引総額	単価への 影響額	影響額の差 (B - A)	割引総額	単価への 影響額	影響額の差 (C - A)	割引総額	単価への 影響額	影響額の差 (D - A)
北海道	784	0.02	963	0.03	0.01	973	0.03	0.01	784	0.02	0.00
東北	2,174	0.03	1,982	0.02	▲ 0.01	1,982	0.02	▲ 0.01	2,174	0.03	0.00
東京	2,573	0.01	19,113	0.06	0.05	12,394	0.04	0.03	3,163	0.01	0.00
中部	3,216	0.03	3,085	0.02	▲ 0.01	3,085	0.02	▲ 0.01	3,216	0.03	0.00
北陸	1,102	0.04	1,110	0.04	0.00	1,215	0.04	0.00	1,102	0.04	0.00
関西	864	0.01	4,701	0.03	0.02	3,564	0.02	0.01	1,654	0.01	0.00
中国	2,507	0.04	2,800	0.05	0.01	3,542	0.06	0.02	2,507	0.04	0.00
四国	835	0.03	841	0.03	0.00	875	0.03	0.00	835	0.03	0.00
九州	920	0.01	3,362	0.04	0.03	3,566	0.04	0.03	920	0.01	0.00
沖縄	120	0.02	64	0.01	▲ 0.01	64	0.01	▲ 0.01	120	0.02	0.00

出所：各社提示資料により事務局作成

1. (3) 論点 (イ) 各社が設定している割引対象地域

○基幹系統に接続する電源に関する案 A～案 D を 4 つの観点で評価した結果は以下の通り。

- ・大きな潮流の改善： 供給管内全体の潮流の向きを評価して設定しているか。
- ・同一ルールの適用： 需要地近接性評価割引の適用について、全ての電源に同一のルールを適用しているか。
- ・制度の安定性： 割引対象地域を大きく変更することにより、制度の安定性を損なっていないか。
- ・託送料金への影響： 託送料金を著しく押し上げていないか。

	大きな潮流の改善	同一ルールの適用	制度の安定性	託送料金への影響
案 A (申請された案)	×	○	×	○
案 B	○	○	○	×
案 C	○	○	△ (※2)	×
案 D	△ (※1)	×	△ (※2)	○

※1 潮流改善効果があるにも関わらず、既存の割引の対象となっていない電源や新規開発の電源は割引の対象とならない

※2 割引単価については変更となる

	今般申請された約款における対象地域の考え方	現行約款における対象地域の考え方
北海道	<p>○各社は、以下の①～③の基準に従って、割引対象地域を設定。</p> <p>①市町村別の電力需要と電力供給量を比較し、電力需要 > 電力供給量となっている市町村を選定</p> <p>②加えて、①の市町村のうち、需要密度（電力需要÷面積）が供給区域全体の需要密度を上回っている市町村を選定</p> <p>③ ①、②以外に、特段の事情がある場合については、個社ごとの要件を設定。</p> <p>○③の要件について、各社の基準は以下のとおり。</p> <p>北海道、東北、東京、中国、九州、沖縄・・・設定せず</p> <p>中部、四国・・・上位系統制約（電源接続に伴う、上位系統の増強工事の発生）がある地域を対象外</p> <p>関西・・・最上位系統（500kV）への逆潮流が発生している地域を対象外</p> <p>北陸・・・基幹系統の潮流改善に資する富山県内の市町村を対象</p>	新規電源が連系した場合の送電ロスの変化を算出し、送電ロスが減少する地域を設定
東北		需要量と供給量の比率及び潮流の向きを判定基準とし、需要規模に対し連系電源が少なく他地域から恒常的に受電していて新たな連系電源により送電損失が軽減される地域を設定
東京		エリアにおける電源と需要の分布をマクロ的に評価し、電源が新設されることにより、長距離送電量を低減する潮流改善効果が期待できる地域を設定
中部		近傍の接続電源が需要と比較し不足している大規模変電所から供給している需要地域を設定
北陸		消費電力量に対して発電電力量が少ない地域で、新規電源の連系に伴い、基幹送電線ロスの低減が見込まれる地域（富山県）を設定
関西		面積当たりの需要量が自社管内の平均を上回る地域で、かつ、当該地域の需要量が発電量を一定程度上回る地域を基本として設定
中国		送電系統の拠点である500kV系統ごとに電源と需要のバランス状況を比較し、需要に比べて電源が不足し、恒常的に他の地域から受電している地域を設定
四国		平均需要電力に対する発電可能電力から県別の評価を行い、系統構成から潮流改善が見込まれる高知県中部を対象地域に設定。
九州		消費及び発電電力量等から、潮流改善効果が見込まれる県を選定。
沖縄		潮流改善効果が見込めるとして、最大需要地域を設定。

1. (4) 論点 (ウ) 各社が採用している割引額の算定方法

論点 (ウ) 各社が採用している割引額の算定方法

- 各社が割引の対象として評価した項目（電力ロスの低減効果、投資抑制効果）は適切か。
- 各社の割引額の算定方法は、割引の対象とした項目を適切に評価するものとなっているか。
- 基幹系統連系電源について、特高連系の2分の1の割引単価を設定していることは適切か。

第6回電気料金審査専門会合で頂いた主な御意見

- 500 kVと275 kVでは、コストが半々であることと、ロスの割合が半々であることは全く関係が無い。ただし、ロスのことを考えたのならば、500 kVのほうがロスは小さいので1 / 2よりは小さくなり、最大見積もったということかもしれない。一方で、コストでやっているならば、より上位のものの建設費の節約という格好になっていない。特別高圧も、高圧も同じ割引になっているはず。このような発想は根本的におかしいので、やはり1 / 2の説明はわからない。説明に合理性があるなら、もっとちゃんと説明してほしい。しかし、どれだけが合理的かということは非常に難しい。むしろざっくり1 / 2としたことは高く評価すべきではないか。
- 今回、固定費をいれて、高圧と特別高圧を分ける英断については高く評価。
- 割引の計算としてロスと建設費を入れてきたのは経済学では長期の概念であり、投資のインセンティブとして考えなければならない。そうすると、基幹送電線と低圧部分の話、地域のとらえ方がバラバラになっていて、計算式を考え直さなければならない。ただ、資本費用がどれだけ節約されたかを計算するのは難しいので、今回のやり方しかないのかもしれない。

1. (4) 論点 (ウ) 各社が採用している割引額の算定方法

申請内容に対するこれまでの議論の総括

- 需要地近接性評価割引の単価設定に当たり、潮流改善効果として、①需要地近接地域に設置することによる電力ロスの低減効果、②基幹系統にかかる設備投資抑制効果、を評価するという点については特段の異論は無かった。
- 他方、基幹系統に接続する電源について、特別高圧系統に接続する電源の2分の1の割引単価を設定している点については、合理的な説明が必要といった御意見を頂いた。

対応方針

- 基幹系統に接続する電源の割引単価を特別高圧系統に接続する電源の2分の1とすることについては、事業者からの追加説明を踏まえて、本日、改めて御議論をお願いすることとしたい。

(参考) 第6回電気料金審査専門会合資料再掲

- 各社は、認可申請中の託送供給等約款において潮流改善効果として以下の効果の評価し、割引単価を設定している。
- ① 需要地近接地域に設置することによる電力ロスの低減効果
 - ② 基幹系統にかかる設備投資抑制効果

	現行の需要地近接性評価割引の評価対象	現在認可申請中の需要地近接性評価割引の評価対象
割引評価方法	潮流改善効果の評価 ✓ <u>電力ロスの低減を発電部門よる火力燃料の焚き減らしとして評価</u>	潮流改善効果の評価 ✓ <u>基幹系統を通じて需要に電気を届けるまでの追加的に発電を求めているロス分について不要とみなし、上位系統のロス分に係る電氣的価値を評価</u> ✓ <u>基幹系統への負荷軽減を設備投資抑制として評価</u>
評価対象電源	✓ 特別高圧連系、高圧連系を一律で評価	✓ 基幹系統、特別高圧、高圧・ <u>低圧</u> 連系電源をそれぞれ評価

【参考】第14回 総合資源エネルギー調査会 制度設計ワーキンググループ 資料6-1

○WGにおけるこれまでの議論を踏まえ、一般電気事業者は、7月末までに認可申請を行うこととなる託送供給等約款において、以下の要件を満たす託送料金の割引制度を盛り込むこととなる。

- ① 当面は、潮流改善効果に着目した割引制度とし、その他の論点については継続検討課題とすること。
- ② 基幹系、特別高圧、高圧、低圧に連系している電源を割引の対象とすること。
- ③ より細かな単位（例えば市町村単位）で需要地近接地域（又は電源不足地域）、逆潮流が発生しないと考えられる地域を設定すること。

○なお、地域設定の考え方や割引額の考え方については、省令の規定に基づき、事業者が経済産業大臣に届け出ることとなる。また、届出を受けた経済産業大臣はその基準を公表することとなる。

○さらに、地域設定や割引額設定に係る考え方の適正性は託送供給等約款の認可プロセスの中で審査することとなる。

(参考) 申請された約款における割引単価の算定方法

○各社の電力ロスの低減効果の具体的な算定方法

(参考) 第6回電気料金審査専門会合資料再掲

電力ロスの低減効果：平成26年度取引所平均価格×ロス率（※1）

（※1）ロス率 高圧・低圧連系：特高ロス率
特高連系：基幹系ロス率

○各社の基幹系統の投資抑制効果の具体的な算定方法

基幹系統の投資抑制効果：基幹系統の資本費相当（※2）÷需要電力量（※3）×kW価値補正率（※4）

（※2）資本費相当 基幹系の減価償却費と事業報酬

（※3）電力需要量 織り込み流通対応需要

（※4）kW価値補正率 割引対象地域における各電源の供給力を加味した発電量（発電実績×供給力評価率）の加重平均
（発電実績は取引所取引、供給区域外への振替供給分を除く）

○なお、各社は基幹系統に連系する電源について、特高連系の2分の1として割引単価を設定している

【参考】各社が申請している割引単価

単位：円/kWh（税込）

	低圧・高圧		特別高圧		基幹系統		現行単価 (高圧・特別高圧のみ)
	受電電圧	単価	受電電圧	単価	受電電圧	単価	
北海道	6kV以下	0.60	60kV以下	0.43	60kV超	0.22	0.21
東北	6kV以下	0.55	140kV以下	0.44	140kV超	0.23	0.21
東京	6kV以下	0.68	140kV以下	0.40	140kV超	0.21	0.35
中部	6kV以下	0.62	140kV以下	0.31	140kV超	0.16	0.05
北陸	6kV以下	0.45	140kV以下	0.27	140kV超	0.14	0.01
関西	6kV以下	0.70	140kV以下	0.41	140kV超	0.21	0.29
中国	6kV以下	0.52	100kV以下	0.48	100kV超	0.24	0.09
四国	6kV以下	0.55	100kV以下	0.46	100kV超	0.24	0.03
九州	6kV以下	0.37	100kV以下	0.28	100kV超	0.14	0.13
沖縄	6kV以下	0.43	60kV以下	0.35	60kV超	0.17	0.14

1. (5) 論点 (工) 対象地域の見直しの頻度

論点 (工) 対象地域の見直しの頻度

- 割引対象地域の見直しの頻度について、実際の潮流の変化や発電設備設置者の予見可能性等の観点から、どのように考えるべきか。

第6回電気料金審査専門会合で頂いた主な御意見

- 制度の安定性、予見可能性と機動性の比較考慮もある。事業の性格を考えると、機動性よりも予見可能性が重要になるのではないか。そうすると、明示性が高いプロセスが重要ではないか。
- 需要地近接性評価割引の目的が投資インセンティブなら、比較的安定的に固定して投資判断することは必要なので、戦略的にすぐに変えるようなものではない。

(関西電力からの説明)

潮流状況に大きな変化があった場合には評価地域を見直す必要があると認識している。評価の見直しの結果、託送料金に影響があると、改定とあわせて実施するということ。

1. (5) 論点 (工) 対象地域の見直しの頻度

申請内容に対するこれまでの議論の総括

- 割引対象地域の見直しは、投資を行う事業者の予見可能性を確保するため、頻繁に行うべきではないという御意見を頂いた。

対応方針

- 割引対象地域の見直しの頻度については、例えば、以下のような選択肢の中から検討してはどうか。

案 A : 割引対象地域の見直しの要否を、第三者機関に判断させる。

案 B : 割引対象地域の見直しを、期間を定めて行うこととする。

(例えば、火力発電所建設の計画から運開までの標準的な期間も参考に、5～7年程度)

案 C : 割引対象地域の見直しのタイミングは、一般電気事業者（一般送配電事業者）に委ねる。

(一般送配電事業者による見直しの申請があった時点で審査を行った上で見直す。)

(案 A、案 B を検討する理由)

対象地域の見直しを一般送配電事業者の託送供給等約款の変更の申請に委ねた場合、対象地域を見直すべき状況変化があったとしても申請が行われな限り変更はされない。この点、電源設置者の公平性の観点からは、地域の見直しが特定の事業者にとって有利なタイミングで行われるといった恣意性を排除する必要があるのではないか。

1. (5) 論点 (工) 対象地域の見直しの頻度

○案A～案Cを4つの観点で評価した結果は以下の通り。

- ・恣意性の排除： 割引対象地域の見直し時期の判断が一般電気事業者（一般送配電事業者）により恣意的に行われることが排除され、電源設置者の公平性が確保されているか。
- ・運用コスト： 制度を運用するためのコストが過大でないか。実現可能性の高い案であるか。
- ・予見可能性： 割引対象地域の見直しについて、電源設置者の予見可能性は確保されているか。
- ・地域設定の柔軟性： 割引対象地域の見直しが必要な場合、見直しを柔軟に行えるか。

	恣意性の排除	運用コスト	予見可能性	地域設定の柔軟性
案A	○	△ (※1)	△ (※1)	△ (※1)
案B	○	○	○	×
案C	×	○	×	○ (※2)

※1 第三者機関による判断の手法・プロセスによる

※2 割引対象地域の見直しは一般電気事業者（一般送配電事業者）による託送供給等約款の変更申請に委ねられるため、地域設定の柔軟性は一般電気事業者（一般送配電事業者）による対応次第である